

「杜の都環境プラン」（改定中間案）に 寄せられた意見と意見に対する考え方について

○意見総数：42件 ※説明会における意見を含む

第1章～第3章 改定の背景、目指す環境都市像等に関するもの（4件）

No.	ご意見の概要	本市の考え方
1	<p>「杜の恵みを活かす」とは抽象的な表現であり、具体的にどの資源をどう利用・保全するのかが曖昧で、市民にとって理解しにくい。</p> <p>「持続可能」と言いつつ、製造段階で大きな環境負荷を伴う施策を推進しており、自然保護との矛盾がある。</p> <p>開発や観光利用は自然破壊や生態系の乱れを招く可能性が高く、生活の利便性・安全性の確保を犠牲にする計画になっており、市民生活に直接する実効性に乏しい。</p> <p>スローガンではなく、森林伐採規制やごみ処理の公平性、再生可能エネルギーの製造段階までを含めたライフサイクル評価といった具体的かつ厳格な施策が必要である。</p>	<p>本市の強みである豊かな自然環境や、自然と調和した都市環境、環境問題に取り組む市民の力を杜の都の資源としてとらえ、これらを最大限に活かしながら、自然共生や循環を基調とした、将来にわたって持続可能なまちを目指すという意味で、目指す環境都市像として「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」を掲げております。</p> <p>本計画の推進にあたっては、各担当部局との連携のもと、目指す環境都市像の実現に向けて、各施策の効果や影響、バランス等を総合的に考慮しながら、市民生活の向上につなげができるよう、取り組みを進めてまいります。また、定量目標や取り組みの実施状況等については、市長を本部長とする「杜の都環境プラン推進本部」において、毎年度、進捗管理を行うことにより、実効性を確保しながら取り組みを進めることとしており、いただいたご意見は、今後の施策の推進を図るうえで参考とさせていただきます。</p>
2	令和5年度に改定しているが、令和6年度から令和7年度の異常気象に対し再考すべきだと思う。	<p>本計画は、国の温室効果ガス削減目標の引き上げ等を踏まえ、令和5年度に、本市目標も大きく引き上げる等の改定を行ったところですが、昨年や今年の記録的な猛暑等もあり、脱炭素社会の実現は待ったなしだと改めて認識しており、取り組みを一層加速させる必要があると考えております。このため、改定中間案では、再生可能エネルギーの普及拡大向け、建築物の屋根等を活用した太陽光発電導入を促進する新たな制度を導入とともに、中小企業者の脱炭素支援の強化など、取り組みを拡充させることとしております。ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者の皆さまを広く巻き込みながら、取り組みを一層推進してまいります。</p>
3	「市域の8割がみどりに覆われておる」とあるが、旧仙台市域の中での市街地の自然を考えるべきで、旧宮城町の山は考える意味はないと思う。	<p>本市は、昭和62年に宮城町合併、昭和63年に泉市、秋保町合併を経て、平成元年に政令指定都市へ移行し、五つの行政区が誕生いたしました。市域の緑の量や割合（緑被率）は、五つの行政区の緑被地面積の合計から算出しており、他市町村との比較等の際にも用いているところです。緑豊かな都市の創造に向けては、都市部の緑を増やす取り組みはもとより、元々樹林地であった場所の保全も重要であり、地域の実情を踏まえ、今後も、杜の都にふさわしい緑豊かなまちづくりを目指し、市民・事業者の皆さまと力を合わせ、市域の緑の保全・創出・普及に取り組んでまいります。</p>

No.	ご意見の概要	本市の考え方
4	生物多様性について、「『人』が生きる都」とあるが、人がクマなどの生物へ悪さをしていると思う。どのように考えているか。	ご意見で頂いた前計画における「『杜』と生き、「人」が生きる都・仙台」や現計画における「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」という環境都市像を踏まえ、環境アセスメント制度など関係法令の適切な運用による環境負荷の回避・低減を図り、生物の生息環境の保全などに努めてまいりました。引き続き、本計画に基づき、豊かな自然環境と多様な生きものを保全していくことができるよう、野生生物が生息できる良好な環境づくりに取り組んでまいります。

第4章 分野別の環境施策に関するもの（26件）

1 脱炭素都市づくりについて（8件）

No.	ご意見の概要	本市の考え方
5	電気自動車（BEV）は、価格や走行距離の面において、依然として一般市民にとって手にしがたい現状であるので、ハイブリッド車（HEV）などの普及をまず進めるべきであり、BEVについては国・県・市による助成金の活用により普及を図ることが最適解だと感じる。	本市では、全国に比して運輸部門におけるCO2排出量が大きい特性があることから、事業者を対象としたクリーンエネルギー自動車の購入補助を行っております。また、電気自動車の普及に向け、事業者と連携した電気自動車のシェアリングサービスにより、市民の皆さまが電気自動車をご利用いただく機会を創出しているほか、国の電気自動車等に対する補助制度の情報を集約し、本市ホームページで周知を行っております。今後も、環境にやさしい交通手段の利用が選択されるよう取り組みを進めてまいります。
6	脱炭素都市づくりを目指すには太陽光を含む再生可能エネルギーの活用が重要である。「新築建築物への太陽光発電設置等促進制度」について、設置後の廃棄問題をより考えサーキュラーエコノミーへの移行を目指す施策展開を期待する。	資源を有効利用し、サーキュラーエコノミーへの移行を目指す観点から、太陽光パネルのリサイクルは重要であると考えております。このため、「新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度」で設置した太陽光パネルを撤去する事業者等には、リサイクルの推進等を求めるこことし、その旨を明示するとともに、本市も、それを促進する取り組みを進めてまいります。 また、国は、太陽光パネルのリサイクル推進に向けた制度を検討しており、引き続き国に対して制度設計等を強く要望してまいります。
7	貞山掘にある自転車センターと駅を直結させ自動車を利用しない交通方法を検討。	本市では、「仙台市自転車の安全な利活用推進計画」に基づき、都心部及び郊外部で選定した路線において自転車通行空間の整備を進めております。 この度いただいたご意見につきましては、今後の整備路線選定の際の参考とさせていただきます。
8	この項では「脱炭素先行地域」に関する記述がP19に一部あるのみであり、不足している。2023年11月に仙台市が申請した事業計画が脱炭素先行地域として選定され、全国に先駆けて脱炭素を推進していくことを冒頭に明記し、もっと市民にアピールすべきである。	いただいたご意見を踏まえ、「脱炭素都市づくり」における「現状と課題」の項目に、脱炭素先行地域に関する記述を追記いたします。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
9	「ア エネルギーの地産地消を進める」の項に記載のとおり、エネルギーにおいては地産地消の考え方方が非常に重要である。脱炭素効果やエネルギー確保を追求する際、巨大設備への発送になりがちだが、それは環境破壊や近隣住民への危険といったリスクを伴う。これらのリスクを回避するためにも、エネルギー設備は大規模集約型から小規模分散型へとシフトしていくという意志と方向性を、より明確に記述すべきである。	脱炭素社会の実現に向けて、本市では震災におけるエネルギー途絶の経験を踏まえ、分散型のエネルギーの活用が重要であるとの認識のもと、これまで指定避難所への防災型太陽光発電システムの導入や、住宅や事業所への太陽光発電導入支援に取り組んでまいりました。また、新たに新築建築物の屋根等を活用した太陽光発電導入を促進する制度を導入することとしており、改定中間案ではこうした取り組みを記載したところです。今後も、再生可能エネルギーの普及を図り、エネルギーの地産地消を推進してまいります。
10	「イ 環境にやさしい交通手段の利用を促す」の項では自転車利用の推進が記載されているが、現状ではバイクパス（自転車専用通行帯）が中心市街地の一部にしか整備されておらず、通行ルールを理解していない市民も多く、自転車と歩行者の双方にとって危険な状況となっている。より広範囲でのバイクパス整備と、自転車利用に関するルールの市民への普及啓発を施策に盛り込むべきである。	本市では、「仙台市自転車の安全な利活用推進計画」に基づき、都心部及び郊外部で選定した路線において自転車通行空間の整備を進めております。今後とも自転車通行空間整備路線の延伸を図るとともに、宮城県警察等の関係機関・団体と協力し、街頭啓発、交通安全教室の開催、チラシ等の作成・配布により、市民の方々へ自転車ルールの周知に努めてまいります。
11	仙台市が公表した令和5年度の温室効果ガス排出量速報値では、国と比べてエネルギー転換部門の割合が大きく異なっている（国7%、仙台市15%、市は国の210%）が、この点について特に説明がなく、疑問が残る。 震災後、仙台港には石炭火力発電所が建設され操業しており、加えて輸入バイオマスを燃料とする発電所が2基建設された。これらは発電効率が低く、熱は海に廃棄されている。輸入木質ペレットは輸送によるCO2排出も加わるため、再生可能エネルギーとしての積極評価は問題と考える。 当時はこうした知見が一般化されていなかったが、現在では広く認識されるようになってい る。	市域における温室効果ガス排出量のうち、エネルギー転換部門のほとんどが市内の大規模な石油精製所からの排出となっております。本市では、当該部門を含め、事業活動からの排出削減を進めため、「温室効果ガス削減アクションプログラム」を推進しており、引き続き、本制度を通じて事業者の取り組みを後押ししてまいります。また、木質バイオマス発電について、国は燃料の調達先を問わず、再生可能エネルギーの1つとして位置づけているため、本計画においても、同様の取り扱いをしているところです。一方、エネルギーの地産地消を推進する観点からは、できるだけ地域資源を活用することが望ましいと考えており、関係事業者と地域材の活用に向けた協議を重ねているところです。
12	この3年余り、記録的猛暑が前年を上回って続いている。パリ協定の1.5度目標達成には、温室効果ガス削減を国際・国・地方の各レベルで積極的に推進する必要がある。仙台市民として誇れる一層の取り組みに向け、市民への啓発を強化し、企業に計画を確実に位置づけさせる施策の充実・強化を求める。	温室効果ガスの排出削減に向けては、市民おひとりに、地球温暖化に関心を持っていただき、具体的な行動に繋げていくことが重要と考えております。今後、せんだい環境学習館たまきさんサロンにおける環境学習や、官民連携の組織であるせんだいE-Action等の活動に加え、環境配慮行動の促進に係る発信強化や、事業者向けの「温室効果ガス削減アクションプログラム」の推進等を通じ、多くの市民や事業者の皆さまの理解を得ながら、施策の推進を図ることができるよう取り組んでまいります。

2 自然共生都市づくりについて（7件）

No.	ご意見の概要	本市の考え方
13	広瀬川周辺の自転車道路を整備。川沿いを自転車道に。	本市では、「仙台市自転車の安全な利活用推進計画」に基づき、都心部及び郊外部で選定した路線において自転車通行空間の整備を進めております。 この度いただいたご意見につきましては、今後の整備路線選定の際の参考とさせていただきます。
14	仙台市の自然共生サイト6か所のうち、沿岸被災地を再生した「仙台ふるさとの杜」は、仙台防災枠組で提唱された「ビルド・バック・ベター」を体現する内容であると考える。今後認定を目指す自然共生サイトも、このような形になれば素晴らしいと考える。	本市内においては、「仙台ふるさとの杜」の他にも、震災前よりも豊かな生態系に再構築した遠藤環境農園などが市内認定地となっております。このような事例の広報や連携の促進などを行うことで、「ビルド・バック・ベター」を含めた仙台らしい取り組みの認定促進を図ってまいります。
15	猛禽類の生息環境が△評価となっている点について、猛禽類は生態系の頂点に位置する生物であり、指標として設定されていることは理解できる。サシバは渡り鳥であって、温暖化の影響により北限が変化している可能性があるため、指標となる鳥を変えるなら早期に見直したほうがよいと考える。	指標としている猛禽類は、仙台市内で観測された希少種であり、前々回の計画策定時に専門家の意見を踏まえて設定したものです。サシバを対象とした生息適地面積を生物多様性や自然環境保全の指標として用いることの妥当性については課題として認識しておりますが、中間評価の段階で目標を変更することは難しいことから、次期改定に向けてより適した指標の検討を進めたいと考えております。
16	自然共生サイトについて、15か所と記載されているが、場所の公表はされていないのか。	自然共生サイトの15か所という数字は、今後の目標であり、現時点で具体的な場所は決まっておりません。令和5年度には仙台市が管理する2か所の認定を取得し、令和6年度からは民有地の認定取得支援を開始しており、年間2件程度のペースで進捗しております。 15か所という数字は、これまでの実績を踏まえ、できるだけ高い目標を掲げるという趣旨で設定しております。
17	自然共生サイトについて、どの程度の規模の区域が認定対象となるのか。仙台市は「杜の都」として樹木が多いが、クマが出るような小規模な森でも認定される可能性があるのか。	自然共生サイトの認定にあたって、面積の要件は設けておりません。これまでの認定事例の中には、ご自宅の庭のような小規模な区域も含まれております。国が定める基準としては、適切な管理が行われていることや、生物多様性の価値に関する9つの観点（原生的な自然や人の手が入った健全な二次的自然など）に適合しているかどうかなどが重要です。 里地里山の区域についても、クマの出没に配慮した手入れを行い、豊かな林に整備することや、人との境界を明確にする取り組みなども、認定の可能性として考えられます。
18	緑の総量の割合は、どのように算出しているのか。何十年かぶりに青野木や愛子に行ったら、ずいぶんと緑が少なくなっているように感じた。	緑の総量とは、樹木、草地、芝生などに覆われた土地のほか、農耕地や水面も含めた「緑被地」の面積割合を示すものです。 調査方法としては、衛星画像の近赤外域を用いた解析により、緑に覆われた区域を自動的に抽出しています。屋上緑化など、画像解析では判別が難しい区域については、目視によって区分しています。 仙台市は、市街化区域は25.7%と緑被地は多くないものの、都市計画区域は63.4%、都市計画区域外は98.5%と、市全体としては豊かな自然を有しているため、市域全体としては8割近くの緑被率となっております。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
19	カラスやクマといった人命に関わる問題への対策について、具体的な取り組みを示す必要があると考える。	クマ対策については、出没を防ぐための注意喚起と、万が一出合ってしまった場合の対応方法の周知が重要です。仙台市では、市政だよりや本市ホームページを通じた情報発信、町内会向けの講座開催、出没情報に応じた現地調査と注意喚起、専門業者による助言などを行っています。状況に応じては、区役所とご相談いただければ、個別の対応も可能です。

3 資源循環都市づくりについて（6件）

No.	ご意見の概要	本市の考え方
20	仙台市における家庭ごみの減量は、ごみ集積所の使用者である住民が設置・管理・運営の主体であるが、市は町内会の位置づけを「あいまい」で「便利に」使用している。そのため住民は「仙台市」や「町内会」がごみを何とかしてくれるを考え、市民意識とごみ処理意識を低下させている。歴史的に町内会がごみ集積所の設置に対応してきたことは認めるが、「管理・運営」は使用者責任であることを市が明示すべきである。市が「管理・運営の責任は第一義的に使用者グループにある」と声高に啓蒙することで、町内会も適切にサポートでき、住民一人ひとりが「家庭ごみを出した後も自ら清掃する責任がある」と自覚するようになり、ごみ問題への意識向上と減量につながると考える。	ごみ集積所は、利用する方々が協力して清掃を行うなど維持管理を行うことが基本であり、利用者同士の共助によって成り立つものと考えております。また、ごみ集積所の維持管理の負担が大きいとのご意見が町内会の方々から寄せられている現状を踏まえ、ごみ集積所の管理に対し、どのような支援ができるのかなど支援のあり方について検討を進めているところであります。頂戴したご意見も参考しながら、市民一人ひとりが自らの課題であると認識できるよう周知啓発に努めてまいります。
21	本町内会では今年、ごみ置き場を2ヶ所新しく作り直した。1つは、これまでバス通りに設置されていたものを、民間の駐車場の一部を借用することで、バス通りに置かずに済むように改修したものである。 町内には20ヶ所近くのごみ置き場が存在するが、アパートの住民が利用する場所は特に汚れが目立つ傾向にある。巡回清掃は実施しているが、なかなか追いつかない状況である。	アパート居住者の利用するごみ集積所の汚れが目立つというご指摘については、排出ルールを守らないことによる鳥獣被害などが考えられますが、本市としましては、町内会や不動産管理会社等と協力しながら、集合住宅の住人への排出ルールの周知啓発を行っております。引き続き、町内会等の負担軽減につながるよう、ごみ集積所の管理に関する支援のあり方について検討を進めてまいります。
22	昨年、市が実施したごみ処分場の見学バスに参加したが、非常に有意義な機会であった。町内会単位で申込みが可能となれば、ありがたい。	「ワケルくんバス」による環境施設見学会については、市民の皆さんにごみ処理の現場などの環境施設を実際にご覧いただくことで、ごみ減量や分別への理解が深まり、日常生活の中で実践していただくための一つのきっかけになるものと考えております。 お申込みについてはバス定員による人数の上限はありますが、町内会単位でも承っておりますので、ぜひご活用ください。
23	自宅に生ごみ用の大型コンポストを2基設置しており、生ごみはすべて処理できている。各地域に同様のコンポストを設置できれば非常に有効であると考えるが、実現は難しいだろうか。	ご提案いただいた地域単位でのコンポスト設置につきましては、設置場所の確保や管理体制の整備など実施には多くの課題がございます。現在、ご家庭で生ごみの減量に取り組む際に使用する生ごみみたい肥化容器や電気式生ごみ処理機の購入費補助を行っているところです。今後も補助事業を継続し、家庭から排出される生ごみの減量を進めてまいります。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
24	各計画に共通する「資源を大切に使う行動を定着させる（杜の都環境プラン）」「杜の都の資源を次の世代へ（一般廃棄物処理基本計画）」「持続可能な資源循環都市を目指した取り組み（地球温暖化対策推進計画）」といった理念は、町内のごみ集積所の管理に集約されるものである。団地の都市化により町内会加入率が変化し、管理・維持が困難になっている現状は、町内会運営の「キモ」になっている。	ごみ集積所は、地域の生活環境を維持するために不可欠であり、その管理は町内会の皆さまの協力によって支えられています。町内会への加入率の低下など町内会を取り巻く環境の変化により、ごみ集積所の管理が困難になっていることは、大きな課題であると認識しております。 ごみ集積所の管理に係る町内会の負担を軽減できるよう、現在、「ごみ集積所課題解決実証事業」を実施しているところであります。実証事業の結果を踏まえ、ごみ集積所管理に対する支援のあり方について検討を進めてまいります。
25	仙台市において家庭から出る食品廃棄物(生ごみ)を可燃ごみとは別に分別・回収し、資源としてリサイクルする仕組みを導入してほしい。	生ごみの分別収集・リサイクルにつきましては、環境負荷の低減や資源循環の観点から重要な取り組みであると受け止めております。本市では、食品ロスを含む生ごみの削減について喫緊の課題であるとの認識の下、これまでの生ごみ堆肥化容器等の購入補助事業などに加えて、中小規模の飲食店等と協働して食品廃棄物のリサイクルに係るモデル事業に取り組んでいるところです。 ご家庭から出される生ごみを分別収集するためには、収集体制の整備や費用面での課題があり、現時点では慎重な検討が必要ですが、いただいたご意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。

4 快適環境都市づくりについて（2件）

No.	ご意見の概要	本市の考え方
26	仙台貨物ターミナル駅移転計画に関する環境アセスメントが「事後調査手続き中」とされているが、工事が急速に進行している現状では対応が遅すぎる。1999年のJR貨物仙台総合鉄道部操業時に、騒音や光害による被害に対する住民運動が発生した事例を踏まえ、二度と同じことが繰り返されないよう、宮城県やJR貨物と連携した厳格な環境影響評価を早急に実施すべきである。 また、評価結果は市ホームページでの公開にとどまらず、周辺町内会や全住戸への直接通知を行うべきである。1999年時以上の悪影響が懸念されるため、仙台市には早急に厳しく取り組んでいただきたい。	本市域内における一定規模以上の開発事業については、宮城県との役割分担により、本市の環境影響評価条例に基づく環境アセスメント手続きの対象となっております。 仙台貨物ターミナル駅移転計画につきましては、事業者である日本貨物鉄道株式会社が、工事着手前の平成27年から手続きを行い、工事中や施設の供用による周辺地域への影響を低減させる環境保全措置を実施することとなりました。 これらの影響の予測や環境保全措置については、有識者による審査会にて厳正に審議され、それを基に大気質や騒音などの項目について市長意見を発出しております。 現在は、審査会の審議結果や市長意見を踏まえ作成された「環境影響評価書」に示す環境保全措置および事後調査計画に基づき工事が進められておりますが、工事等の影響が大きくなるタイミングを捉えて調査を実施することとしており、今後、2回の事後調査報告を予定しております。 また、本事業の環境影響評価結果を掲載する「環境影響評価書」は、全700ページ以上にわたるものであり、周辺の全住戸への配布は難しいものと考えておりますが、図書の縦覧や住民説明会を実施しているほか、本市ホームページで、事業者が作成した各図書、審議会資料、議事録、市長意見について公開するとともに、評価結果を含めた情報を縦覧期間終了後も皆さまにご覧いただける体制としておりますのでご理解願います。 ご意見も踏まえ、引き続き、環境影響評価制度を適切に運用し、事業者に実影響の把握と環境保全措置の実施を求めるなど、環境負荷の低減に向け取り組んでまいります。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
27	「ア 良好的な景観を保全・形成する」の項では、景観のシンボルとなる建築物や歴史的・文化的に価値のある資源の保全を図ると記載されているが、現実には二十人町・鉄砲町・染師町などの昔ながらの街並みが開発によって姿を変え、勝山館のような建造物も保全されることなく解体されている。法律や地権者・所有者との交渉など課題が多いことは理解するが、本計画に記載する以上は、具体的な法整備や保全への働きかけなど、実効性のある施策に踏み込んだ記述が欲しい。	ご指摘の部分の記述は、本市の景観資源に対する基本的な方針を示すものです。本計画では、理念的な記述となっておりますが、こうした方針に基づき、これを踏まえた具体的な取り組みについて着実に反映してまいります。 地域の景観形成に重要な役割を果たす建築物等を「杜の都景観重要建造物」として指定する制度を設けており、現在、所有者の同意を得た建築物（7件）を指定し、これらの建造物の外観を保全するための工事に対しては、費用の一部を助成するなど、地域の景観シンボルとしてふさわしい建造物の保全に取り組んでいます。

5 行動する人づくりについて（3件）

No.	ご意見の概要	本市の考え方
28	環境にやさしい取り組みには企業側の費用負担が伴うため、社会的責任の一環という言葉に包括するのではなく、積極的に取り組む企業や個人へのビジネススタイルとしてのインセンティブの強化とその見える化の整備を期待する。	本市が目指す環境都市像の実現に向けては、環境にやさしい事業活動を推進していくことが重要と認識しており、環境に配慮した事業者の評価や認定等を通じ、環境への取り組みが企業価値の向上やエネルギーコストの削減につながることへの理解を深めていただくとともに、更なる行動変容を促していくような仕組みづくりや運用を進めてまいります。
29	仙台市の環境にやさしい行動として、ごみの取り組みには「ワケルくん」など魅力的なコンテンツがあると考える。仙台市が環境施策に積極的に取り組んでいる姿勢は、多くの市民を感じていることであると考える。	本市のごみ減量・リサイクル推進キャラクター「ワケルくん」などのコンテンツを通じて、ごみの分別や減量に関する取り組みに魅力を感じていただけたこと、また、本市が環境施策に積極的に取り組んでいる姿勢を多くの市民の皆さまが感じているとのご評価を頂戴し、誠にありがとうございます。 今後も「ワケルくん」の活用を含め、市民の皆さまにとって親しみやすく、分かりやすい情報発信を行い、環境にやさしい行動が広がる仕組みづくりを進めてまいります。
30	「仙台らしい環境に優しい行動を杜の都スタイルとして発信強化」とあるが、市民一人ひとりがどのように行動に移していくかが重要であると考える。「仙台らしい環境行動」とは具体的にどのような内容を想定しているのか。	仙台の環境の特性としては、豊かな自然環境と都市機能の調和、そして市民協働で育まれてきた歴史が挙げられます。環境に優しい行動としては、身近な自然に親しむことや地域の清掃活動に参加すること、マイボトルを持ち歩くことなどが考えられます。 また、仙台らしさという視点では、震災による被災やエネルギーの途絶を経験した都市であることから、エネルギーを大切に使うこと、断熱や節水の工夫、分別を心がけるなど、日常の中でできる小さな取り組みも含まれます。これまでにも本市ホームページやInstagramのコンテストなどを通じて市民の取り組みを発掘・発信してきており、今後は広報の強化にも取り組んでまいります。

第5章 重点的な取り組みに関するもの(2件)

No.	ご意見の概要	本市の考え方
31	<p>グリーンビルディングの整備を促進するための方針では都市再生緊急整備地域内の「高さ100mまたは延べ面積5万m²以上」の建築物に限定されており、対象が極めて限定的である。市民が「杜の都」を実感できるよう、住宅地や店舗など生活圏での緑化促進も重要である。</p> <p>「杜の都の環境をつくる条例」では、敷地1000m²未満の建築行為にも緑地確保が義務付けられているが、実際には守られていない例が多く、緑地創出の機会が失われている。</p> <p>31 敷地面積に関係なく、建築確認申請時に緑地面積の算定書の提出を義務付けるべきである。宮城県のブロック塀調査票やがけ地条例の審査に対応できている現状から、面積算定書の追加程度であれば実現可能と考える。新たな制度の導入前に、既存条例の厳格な運用こそが優先されるべき課題である。</p>	<p>小規模な建築行為における緑化義務の履行の状況につきましては、条例の周知不足が原因の一つとして考えられます。</p> <p>これまで、本市ホームページ等での周知のほか、建築関連部署との連携を中心として、建築・開発行為に伴い緑化の義務が生じることの周知を図っておりました。今後も指定確認検査機関等とも連携をさらに深めるなど周知・啓発について強化を図り、実効性の高い制度となるよう取り組んでまいります。</p>
32	<p>ここで挙げられている3つのプロジェクトについて、日常的に環境活動を行い、仙台市と多くの活動を共にしている私どもにさえ、このプロジェクト名が聞こえてこない。市民により明確に伝わるようPRすべきである。</p>	<p>これらのプロジェクトは、目指す環境都市像の実現に向け、分野別の環境施策の中から特に効果的な施策を組み合わせた重点的な取り組みとして推進しております。これまでも、学生向けの講座などで本計画の概要を説明する際に、プロジェクトの発信を行ってまいりましたが、周知が進んでいないことは課題と認識しており、今後は市民や事業者の皆さまを広く巻き込みながら、このプロジェクトを効果的に推進することを通じ、広く普及を図ってまいります。</p>

第6章 推進のための取り組みに関するもの（3件）

No.	ご意見の概要	本市の考え方
33	<p>環境省の「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」に掲載されている「計画等の策定状況」によれば、仙台市の実行計画において、「太陽光発電などの最大限の導入」「建築物における省エネ対策の徹底」「電動車の導入」「LED照明の導入」「再エネ電力調達の推進」のいずれも仙台市の実行計画への設定が「無」とされていることは驚きである。中間案においては、これらの項目についての補強が必要であると考える。</p>	<p>本市では地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、市役所自らの事務事業に関する取り組みについて定めた「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として、本市独自の環境マネジメントシステムである「仙台市環境行動計画」を策定しております。当計画においては、「太陽光発電などの最大限の導入」「建築物における省エネ対策の徹底」「電動車の導入」「LED照明の導入」「再エネ電力調達の推進」に関する内容を記載しており、環境省のサイトでも設定「有」として公表しております。これまでも市有施設のZEB化や再生可能エネルギー導入拡大の推進、公用車の電動化等を進めてきましたが、引き続き、当計画に基づき、これらの取り組みの着実な推進を図ってまいります。</p>

No.	ご意見の概要	本市の考え方
34	施策の方向について、具体策が不明である。ターミナル駅でのバス待機時のエンジンの付けっぱなしによる市職員の意識の低さや公共施設での電気照明などの付けっぱなしが課題である。	市民・事業者の皆さまの取り組みを促すためには、市役所自らが率先して取り組む必要があると認識しております。このため、本市独自の環境マネジメントシステムである「仙台市環境行動計画」に基づき、公共施設等において再生可能エネルギーや高効率機器等の導入を進めるとともに、業務の効率化や職員の省エネ行動の徹底を図っているところであり、引き続き、市民や事業者の環境配慮を促すことが出来るよう、より一層の取り組みを進めてまいります。
35	地球温暖化対策やクマの出没対策への啓蒙や周知徹底の低さが課題である。	温室効果ガスの排出削減に向けては、市民お一人おひとりに、地球温暖化に关心を持っていただき、具体的な行動に繋げていくことが重要と考えております。今後、せんだい環境学習館たまきさんサロンにおける環境学習や、官民連携の組織であるせんだいE-Action等の活動に加え、環境配慮行動の促進に係る発信強化等を通じ、多くの市民の皆さまの理解を得ながら、施策の推進を図ることができるよう取り組んでまいります。クマ対策については、町内会向けの講座の開催や、出没情報に応じた現地調査と注意喚起、専門業者による助言など対策の充実を図ってきたところですが、引き続き、出没抑制に向けた対策の強化に取り組んでまいります。

その他のもの(7件)

No.	ご意見の概要	本市の考え方
36	環境施策の推進を掲げながら、膨大な紙資料の印刷・郵送は資源消費や二酸化炭素排出の観点から環境負荷につながる。同内容は既に電子データとして整備されているため、配布資料は原則ペーパーレス化とし、印刷物は希望者のみに限定することで、環境配慮と事務コスト削減の両立が可能である。意見提出が電子申請やメールで対応されている現状を踏まえ、資料提供も同様にデジタル化を基本とすべきである。「まずはペーパーレスを実践する」ことを強く要望する。これにより、市民や事業者に対しても説得力をもって環境配慮を呼びかけることが可能となる。	ペーパーレスの推進は、環境負荷の低減や事務コスト縮減の観点から重要と認識しておりますが、この度の計画改定案を多くの市民の皆さんにお知らせするに当たっては、あまりデジタルに慣れ親しんでいない方にも配慮するため、デジタルと紙の両方の資料をご用意したところです。一方、本市独自の環境マネジメントシステムである「仙台市環境行動計画」において、環境配慮の行動の取り組みとして、紙類使用量の削減を掲げて取り組みを進めてきたほか、仙台市DX推進計画2024-2026においても、市役所の業務に用いる紙について、その購入量を50%削減することを目標として取り組みを進めているところであります、引き続き、市民・事業者の環境配慮を促すことが出来るよう、市が率先してペーパーレス化の推進を図ってまいります。
37	脱炭素先行地域の選定に伴い新設された脱炭素都市推進部と環境部のすみ分けが未整理である印象を受ける。限られた予算・人員の中で施策を進める以上、内部連携を密にして効果的な役割分担をすることを望む。	環境部では、主に環境保全に係る総合的な企画や調整、啓発に関する事業を、脱炭素都市推進部では、脱炭素化に関する施策の推進に係る事業を担当しております。案件に応じて所管がまたがる場合には、両部で対応させて頂いておりますが、ご意見を踏まえ、環境施策の効果的な推進につなげられるよう、より連携を強化しながら取り組みを進めてまいりますとともに、市民や事業者、関係者のご意見も踏まえながら、望ましい組織のあり方について探ってまいります。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
38	大変すばらしいプランだと思うが、実行には市民の主体的な行動が必要である。計画を「絵にかいた餅」にしないためには、市民説明会を重ねるとともに、郡市長が強い「覚悟」を持ち、市民の先頭に立って行動することが必要。	目指す環境都市像の実現には、市民の皆さまの理解と行動が不可欠であり、市民・事業者の皆さまの取り組みを促すためには、市役所自らが率先して取り組む必要があると認識しております。このため、本市独自の環境マネジメントシステムである「仙台市環境行動計画」に基づき、公共施設等において再生可能エネルギーや高効率機器等の導入を進めるとともに、業務の効率化や職員の省エネ行動の徹底を図るなど、市民や事業者の模範となる行動を進めることで、理解の醸成を図ってまいります。引き続き、市長を本部長とする「杜の都環境プラン推進本部」において施策の総合的な調整や進行管理を行いながら、市民・事業者等の皆さまとの連携のもと、各般の施策の実効性を高めてまいります。
39	青葉以西で醸成したきれいな空気を市街地へ導くため、広瀬通での緑地化も考えるべきである。	いただいたご意見は、所管部署にお伝えいたします。
40	二口峡をハイキングコースとして整備。	いただいたご意見は、所管部署にお伝えいたします。
41	青葉城までロープウェーでつなぎ、車道はハイキングコースにする。	いただいたご意見は、所管部署にお伝えいたします。
42	高齢化とともに庭木の問題（経済的、一人身の体力）、伐採補助などの問題が緊急課題である。	いただいたご意見は、所管部署にお伝えいたします。